

## 「ニューノーマル下の活動規制と税制対策ウェビナー」

### 講師への質問の回答

6月15日現在

#### ニューノーマル下の操業に関する連邦と主要州の活動規制について

資料 9 頁の感染者数グラフと保健省のグラフ <https://coronavirus.gob.mx/datos/> ページの「Gráfica de Casos Confirmados」とは、何が異なるのでしょうか？

このグラフは「感染確定日」ではなく、感染者の「発症日」を基にグラフ化したものであるからです。直近の日の場合、まだ発症した後に感染が確定される数が当然少なくなるため、どうしても数が少なくなります。たとえば、6月12日に発症し、その日のうちに病院に行き、その日のうちに感染が確定される人はほとんどおらず、1週間程度経ったのちに確認される人の方が多くなりますので、過去10日ぐらいの棒グラフの数は後で修正されていきます。

#### メキシコ市の COVID-19 警戒信号システム

メキシコ市の信号が橙になった場合、従業員 30 人未満の事業所は、(4x10) の終業日、時間の調整は必要なく、全ての従業員が通常通り (8 時間 x 週 5 日) の体制で勤務できるのでしょうか。

メキシコ市は以下 URL で、橙で再開される活動の衛生指針を公表しています。その中で従業員 30 人未満の事業所の指針はまだ発表されていませんが、4x10 の対策は全ての業種で求められていません。例えば、製造業は 4 日営業、3 日休業、専門サービスの事業所は、選択肢の一つとして 4x10 が推奨されていますが、密集を避けるその他の就業時間・就業日の調整でも許されています。したがって、人が密集しないように時差通勤などの何らかの対策を講じれば良いものと思われれます。 <https://covid19.cdmx.gob.mx/medidassanitarias>

企業の操業再開に関して、営業マンの営業活動については、どのように考えるべきか悩ましいと感じている。売り込みの側面における営業活動について政府は何か指針を出しているようであればご教示頂きたい。

営業マンについては明確な指針は見たことがありません。申し訳ありません。

コロナ対応のため就業時間をスライド式にするため、雇用契約書記載の就業時間と異なる時間帯で働くことを従業員に求める場合、契約書を変更する必要があるのでしょうか？

申し訳ありません。この質問については法律の専門知識を持つ方にお願いできればと思います。必要に応じてジェトロのプラットフォームコーディネーターの活用が可能です。

会社としては非 Essential 産業なのですが、Essential 産業(自動車)への製品販売、サービス対応を主業務としているものです。その場合、お客様対応・訪問が必要となり、州内・州間を問わず移動時の検問等での対応はどのようにすればいいのでしょうか？ 衛生プロトコルはあくまで工場・事務所での操業するための手続きとの理解です。が、実際に検問・移動中に停止命令を受けた場合、携行・提示すべき書類があれば、是非ご教示をお願い致します。

ご理解のとおり安全衛生指針については、基本的に訪問や移動を制限する規則ではありません。ただし、訪問先の企業が訪問者に対するプロトコルを設定し、熱がある人の訪問や大人数での訪問を拒否することはあります。エッセンシャル業種への訪問活動を頻繁に行う場合、エッセンシャル業種（自動車産業）のサプライヤーとして IMSS で自己認証しておくことをお勧めします。非エッセンシャルでも登録・承認は可能です。IMSS の承認文書を念のため携行いただければと思います。

ニューノーマル下の操業で、社内で感染者が出た場合、会社が取るべく指針は政府または州からでているのでしょうか？

感染者が出たら工場閉鎖というルールは現状ではございません。ただし、接触者の特定と職場の除菌は最低限しておく必要があります。なお、メキシコ市政府は感染者（疑義者含む）が出た場合に企業に対して当局への通知義務を課しています。なお、感染者が多発し、IMSS に対する病欠申請（Incapacidad）が同じ事業所から多数出た場合、IMSS から労働社会保障省（STPS）に通知が行き、査察が実施される可能性が高いです。査察の結果次第では事業所の一時停止が求められる可能性があります。

IMSS の規定にのっとり営業再開しておりますが、ワクチンが開発されるまでこの衛生指針は守らなければいけないとお考えですか？その場合コロナの状況に応じて半年～年の単位で稼働%を状況によって抑えなければいけないので就業規則をかえる必要があるのでしょうか。

ご理解のとおり、ワクチンが開発され、特別な警戒が必要無くなるまで、衛生指針は守る必要があると思います。ただし、警戒信号の色に応じて操業率は上げていけると考えます。今後の政府の方針次第ですが、緑が長く続いた場合は 1.5 メートルの距離確保は必要無くなる可能性もあります。いずれにせよ、就業規則の変更については、感染状況に応じて変更できる柔軟性が確保されることが望ましいと思われまます。

「今般新たに出た指針に従いメキシコ市の保健当局に通知が必要」とのご説明を頂いておりましたが、弊社のスタッフが確認した所、該当部分の指針に辿り着くことが出来ず、誰から(本人?会社?)から誰に(メキシコ市の保健当局? IMSS? 正式名称は? 部や課等担当ラインは?)といったことが確認できず、プロトコルに入れ込むのに難儀しております

5月29日付メキシコ市官報で公布された指針の第10条10項です(操業再開する事業所の「雇用主の責任」を規定)。ちょっと37°C以上というのは非現実的ですが、以下のとおり記載があります。

10. Toma de temperatura de los empleados diariamente. En caso de temperaturas mayores a 37° deberán ordenar el resguardo del trabajador en su domicilio y dar aviso inmediato a través del Servicio Público de Localización Telefónica (LOCATEL) o de las herramientas digitales disponibles (SMS, sitio web), a fin de que la autoridad del seguimiento correspondiente y ordene las medidas sanitarias que deba tomar el establecimiento para la contención y control de contagios;

LOCATELの電話番号は、55-5658-1111 です。SMSは、51515にcovid19というメッセージを送ると市当局から返事があります。なお、厳密に解釈すると、これは職場で発症した(熱が出た)場合の届け出義務と考えられます。

## 衛生プロトコルについて

例えば商社のような non-essential が自動車産業との商取引をすぐに再開したい場合は、衛生プロトコルの自己評価を行ない、承認を得ればよいとのことだが、それはどういうことと捉えればよいか?

不可欠な活動に関連する活動であれば、赤信号でも操業できる許可になります。不可欠な活動は必ずこのIMSSに対する自己証明手続きが必要ですが、不可欠な活動と通常はみなされない業種であっても、不可欠な活動向けにサービスを提供する企業で、赤信号下でも操業を希望する場合、このIMSSの認証を得ておくと操業が可能になります。また、州政府が不可欠な活動以外に対してもこの認証の取得を求める場合もあります。

以前当社現地社員がウェブで自己評価しようとした際には会社登録番号(商業)ではじかれたと聞いているが、サイトが変わった?

以前(5月18日から数日間)はでたらめの雇用主登録でも実験ができたのですが、現時点ではダミーのIMSS雇用主登録だと先に進めません。

5月29日発表の特定技術指針では、6月1日以降はIMSSからの承認を待つ必要はなく、自己評価後に即時自動承認されることになっていたはずだが、実際は違う?

正確にいうと、自動承認、あるいは自動却下になります。つまり、IMSSに対して行う自己評価の点数が悪い(「いいえ」が多い)と承認されません。ただし、一からやり直すことはできるとQ&Aページに書いてあります。

同特定技術指針では non-essential の自己評価提出は任意とされているが、任意で提出すると何

<b>かメリットがあるのか？</b>
最初の質問に関連しますが、不可欠な活動以外は任意です。ただし、不可欠な活動以外でも州政府が義務付けている州（ヌエボレオン州など）があります。
<b>この自己評価を行なっていたとしても、CDMX 政府が 6 月 16 日以降開設するプラットフォームで行なう自己承認とは全くの別物？ CDMX のものも行なう必要がある？</b>
全くの別物です。CDMX は CDMX で自己承認をやる必要があります。
<b>入り口と出口が別になっていない場合の対応策について、文章化しているものがありましたら共有をお願いいたします。</b>
残念ながら公的なものはありません。各事業所で考えるしかありません。 ジェットロ・メキシコでは入口で人が遭遇した場合（すれ違う場合）のルールを定めるようにしています。
<b>「健全な距離が確保できる通勤手段を推奨」とありますが、ローカルスタッフは地下鉄を利用し出勤しています。毎回タクシー利用は、経済的に圧迫することになり現実的ではないのですが、この場合どのような対応ができるでしょうか。</b>
個人保護器具（EPP）の着用を徹底すること。会社に着いたら会議室等で着替えさせ、手洗いと除菌をさせることなどが対策として考えられます。
<b>「病欠欠勤手続きの簡素化と、同欠勤を理由とする減給の免除」とありますが、症状があり休む場合は、減給の対象にならないということでしょうか。</b>
COVID-19 感染が疑われる場合は、IMSS に病欠（Incapacidad）申請をすることで IMSS が 14 日分の給与の 60%を会社が変わって支払う手続きが病院に行くことなく可能です。ただし、労災が認められない場合は通常の病欠と同様に 4 割の減給となります。COVID-19 が疑われる場合は自宅待機を命じますが、その場合は減給をしない（4 割を会社が払う）、あるいは 2 割分払うなどのルールを作っておくということです。このルールがあれば、従業員からの症状の申告がスムーズになり、頑張って会社に来て他人に感染してしまうことが少なくなります。
<b>チェック項目 No.65 「COVID-19 のケアに関し、感染が疑わしい労働者や感染が確定した労働者、接触者の扱い、回復後の職場復帰、感染予防促進、重症化する可能性のある労働者のケアと健康状態のフォローなどを含む身体面、精神面の健康促進プログラム」は具体的にどのようなものか雛形がありましたら共有をお願いします。</b>
雛形とまでは言えませんが、グアナファト支部主催のウェビナー資料のスライド 28 に参考資料のリンクを載せています。
<b>チェック項目 No.66 「COVID-19 の症状や接触者を特定できる手段」について、具体的に参考になるものがありましたら共有をお願いします。</b>
具体的な資料ありません。考えられるのは入社時退社時の体温測定時に症状を確認、加えて職場の班長さんなどに COVID-19 の症状に対する研修を行い、症状があると疑われる従業員がいれば確認・報告させ、同報告を基に接触者を特定するなどの対策が考えられます。コミュニティーについては対策が難しく、少なくとも家族に COVID-19 の症状が出た場合は報告させるという

ルールの徹底ぐらいしか思いつきません。

IMMS チェックシートで糖尿病、高血圧等のある人をテレワークさせるようありますが私共は外からサーバーに入るシステムが無く業務が出来ません。出社させ別室での業務、別室に行けない人はデスクをシートで囲い業務をさせていますが査察の際問題になりますか？

これは問題になる可能性が完全に否定できません。会社内だけでなく通勤時の対策（感染症に脆弱な労働者には公共交通機関は使わず、社用車で迎えに行く）が徹底されていれば、査察官に許容される可能性があります、リスクは残ります。

60歳以上の高齢の方の勤務をさせてはいけない対象者は従業員だけでなく、会社役員も含まれますか？

役員は除くという規定がどこにもないため、対象となりえます。

### COVID-19 影響下での 2020 年度法人税等の対策について

貸し倒れについて、お教えてください。売掛金が回収できない場合に、提訴せず、取引信用保険を適用し、売掛金残高の 90%を保険求償した場合、10%は、営業外損失もしくは特別損失で処理できますか？ 損金算入可能ですか？

貸倒という保険事故が発生したために保険金が支払われることとなりますので、貸倒の発生と保険金受取は別取引となります。したがって、会計上 100%貸倒損失として計上（日本基準及びメキシコ基準 NIF いずれも販売費及び一般管理費）し、保険金は収入（日本基準は営業外収入、NIF はその他営業収入）として計上します。税務上の貸倒損失の損金算入要件は原則としてセミナーで解説した通りです。要件を満たさない場合、損金算入は非常に困難です。一方、保険金収入は税務上益金算入です。

為替対策で MXN 建て取引、為替予約など言われましたが日系企業は何%が MXN 建て取引何%が為替予約などデータはありませんか？また、各対策のメリット、デメリットと実施するのに良いタイミング等を教えてください。

当委員会では為替対策として MXN 建て取引を行う会社のデータは取っていません。為替予約については 2019 年度に行った当委員会での税務調査アンケートにおいて、為替変動を受けると回答した 30 社の内、1 社が為替予約をしていると回答しています。為替対策のメリットは為替変動リスクを回避できることですが、デメリットは将来の為替変動を予測する必要があるため、予測に反して急激なペソ高ドル安になる場合等にはその対策が結果として不利になってしまうこともあります。実施タイミングについては金融機関等の専門家に為替変動予測のご相談の上決定されることをお勧めします。

各州の優遇処置の一覧リストがカマラの HP にあるとの事でしたが、税制委員会のページにはなかったようです。所在を教えてください。

<https://socios2.japon.org.mx/ja/covid-19.html> 「その他関連情報」の税制調査委員会情報からご覧

いただけます。